

令和8年6月3日
高槻市総務部市民課長

戸籍証明書の誤送付について

1. 概要

司法書士事務所 A と B から郵便請求のあった高槻市が本籍地の住民の戸籍証明書について、A に郵送すべきものを B、B に郵送すべきものを A へ送付したことが判明したものです。なお、誤送付した戸籍証明書は、A 分が戸籍全部事項証明書 2 部、B 分が戸籍全部事項証明書 1 部です。

2. 経過

令和8年6月2日に、郵便により戸籍証明書の請求を行っていた司法書士事務所 A から、請求していない戸籍証明書が届いたとの電話連絡がありました。原因を調査したところ、6月1日に発送した司法書士事務所 A と B の封入物が互い違いになっていたことが判明しました。

3. 対応

司法書士事務所 A、B には経過の説明と謝罪を行うとともに、誤送付した書類の返送をお願いし、了承を得ました。

4. 再発防止

改めて、個人情報の取り扱いについて周知徹底するとともに、今後は、各種証明書の郵便請求に係る封入作業体制を見直し、再発を防止いたします。

5. お詫び

この度、関係者の皆様に多大なるご迷惑をおかけした事に対し、深くお詫び申し上げます。今後は、市民の皆様の信頼回復に努め、再発防止を徹底してまいります。

問合せ先：
高槻市 総務部 市民課
電話番号：072-674-7061